

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
総務部 総務課  
TEL 0771-22-3131(代表)  
京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 規 則 ——

- 議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正 (議会事務局) 2

### —— 告 示 ——

- 地縁団体の認可 (自治防災課) 3
- 公示送達 (保険医療課) 3
- 公示送達 (保険医療課) 4
- サービス事業の廃止 (高齢福祉課) 5
- 公示送達 (税務課) 6
- 公示送達 (税務課) 7
- 南丹都市計画地区計画の変更による都市計画の図書の縦覧 (都市計画課) 7
- 公示送達 (税務課) 8
- 公示送達 (税務課) 9
- 指定居宅介護支援事業者の指定 (高齢福祉課) 10
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 10

### —— 公 告 ——

- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 11
- 亀岡農業振興地域整備計画の変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 17
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 17
- 本市職員採用試験の結果 (人事課) 23

- 都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 23
- 都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 23
- 亀岡市職員採用試験公告 (人事課) 24
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 26
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 30
- 亀岡市人事行政の運営等の状況 (人事課) 34
- 本市職員採用試験の結果 (人事課) 47

### —— 任免及び辞令 ——

#### 教育委員会欄

### —— 規 則 ——

- 児童生徒の入学すべき学区を指定する規則の一部改正 48

#### 選挙管理委員会欄

### —— 告 示 ——

- 政治活動用事務所に係る証票の有効期限 49

#### 農業委員会欄

### —— 公 告 ——

- 令和3年11月定例総会の開催 49

## 規則

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第24号

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年亀岡市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「公務又は通勤により生じたと認められる」を「公務上の災害又は通勤による災害と認められる」に改める。

第4条第2項第1号中「の長」を削る。

別表第1第8号中「心筋こうそく」を「心筋梗塞」に改め、「不整脈、」の次に「重篤な心不全、」を加え、「肺そく栓症、大動脈りゅう破裂（解離性大動脈りゅうを含む。）」を「肺塞栓症、大動脈解離」に改め、「脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく」を「脳梗塞」に改める。

別記第4号様式注意事項6中「この請求書に係る年金」を「この請求書に係る休業補償」に改める。

別記第12号様式注意事項6中「請求書」を「証書」に改める。

## 附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、令和3年9月15日から適用する。

「揭示済」

# 告示

亀岡市告示第190号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年11月1日

亀岡市長 桂川孝裕

認可を行った地縁による団体

- 1 名称 畑野町広野2区
- 2 規約に定める目的

次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、会員相互の扶助と融和、親睦を図り、環境保全及び防災意識を高めるとともに、福祉の増進と地域住民の生活向上に寄与することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設等の維持管理
- (4) 防災対策、福祉活動
- (5) その他目的達成に必要な事業

3 区域

亀岡市畑野町広野平井、閉亀、烏帽子の全域とする。

4 主たる事務所

亀岡市畑野町広野平井8番4

5 代表者の氏名及び住所

氏名 永井 雅次  
住所 省略

- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
- 無

- 7 代理人の有無
- 無

8 規約に定める解散の事由

地方自治法第260条の20の規定により解散する。

- 9 認可年月日 令和3年11月1日

「揭示済」

亀岡市告示第191号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年11月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和3年度後期高齢者医療保険料督促状  
3期分

2 送達を受けるべき者

住所 省略  
氏名 省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第192号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年11月5日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	更正・決定通知書	令和3年度	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	令和3年度第3期	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	令和3年度第4期	国民健康保険料	省略	省略
4	更正・決定通知書	令和3年度	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	令和3年度第4期	国民健康保険料	省略	省略
6	更正・決定通知書	令和3年度	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和3年度第4期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和3年度第4期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	令和3年度第4期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和3年度第4期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	令和3年度第4期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	令和3年度第4期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	令和3年度第4期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	令和3年度第4期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	令和3年度第4期	国民健康保険料	省略	省略
16	督促状	令和3年度第4期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

---

亀岡市告示第193号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和3年11月11日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 事業者の名称  
株式会社らくだ商店
- 2 事業所の名称  
らくだ居宅介護支援事業所
- 3 事業所の所在地  
亀岡市横町41番地  
アーバンライフ吉祥103号室
- 4 廃止年月日  
令和3年12月31日
- 5 サービスの種類  
居宅介護支援

「揭示済」

亀岡市告示第194号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年11月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和3年度固定資産税・都市計画税納税通知書

2 送達を受けるべき者

	住所（居所）	氏名又は名称
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第195号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年11月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和3年度 軽自動車税納税通知書

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第196号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、南丹都市計画地区計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和3年11月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 都市計画の種類

南丹都市計画地区計画

2 地区計画の名称

篠町篠牙ケ尾地区地区計画

3 都市計画を定める土地の区域

亀岡市篠町篠芦原、上西山、牙ケ尾、小園谷、下西山、鍋倉及び松ケ谷、篠町王子西長尾の各一部

4 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

## 亀岡市告示第197号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年11月16日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類  
令和3年度 市民税・府民税  
徴収方法変更通知書
- 2 送達を受けるべき者  
住 所 省略  
氏 名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」



## 亀岡市告示第198号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年11月19日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 送達する書類

督促状 令和3年度 市府民税 第3期

## 2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第199号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項及び第79条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和3年11月22日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 事業者の名称  
株式会社つぼみ企画
- 2 事業所番号  
2671600654
- 3 事業所の名称  
なのはな居宅介護支援事業所
- 4 事業所の所在地  
亀岡市千代川町小川1丁目7-8
- 5 指定年月日  
令和4年1月1日
- 6 サービスの種類  
居宅介護支援

「揭示済」

亀岡市告示第200号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定に基づき、下記の国民健康保険被保険者証を無効としたので同条第4項の規定により告示する。

令和3年11月22日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀2313-45026

- 1 当該者生年月日  
昭和24年5月13日
- 2 保 険 者  
亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日  
令和2年4月1日
- 4 無効になる日  
令和3年11月22日

「揭示済」

# 公 告

亀岡市公告第100号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

令和3年11月1日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 入札に付する事項

- |             |   |
|-------------|---|
| (1) 業 務 番 号 | 水施委第1号  |
| (2) 業 務 名   | 千代川浄水場運転監視業務委託  |
| (3) 業 務 場 所 | 亀岡市千代川町地内外  |
| (4) 業 務 種 別 | 運転監視・点検業務   |
| (5) 業 務 概 要 | 浄水場運転監視業務 一式<br>平日 R4:243日 R5:243日 R6:243日 (16H/日)<br>休日 R4:122日 R5:123日 R6:122日 (24H/日)<br>保守点検業務（日常点検） 一式<br>千代川浄水場・三宅浄水場（毎日）<br>他浄水場及び水源（月2回）<br>市内水道施設全て（月1回）<br>保守点検業務（定期点検） 一式<br>ポンプのグリスアップ・滅菌機分解清掃<br>水位計・メーター等のゼロ・スパン校正等（1回/年以上）<br>緊急時点検業務 一式 |
| (6) 業 務 期 間 | 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで   |
| (7) 最低制限価格  | 不採用   |
| (8) 入札保証金   | 免除  |
| (9) 契約保証金   | 免除  |

## 2 入札参加要件

参加者は、次の全ての要件に該当すること。

- (1) 「令和3年度 物品納入等に関する指名競争入札参加資格者名簿」に登録している者  
※入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 国又は地方公共団体等が発注した浄水施設運転監視業務（簡易水道事業の施設及び排水処理施設に係る業務を除く。以下同じ。）及び浄水処理業務（水道水の製造業務に限る。以下同

じ。)のうち、浄水処理能力が20,000 (m<sup>3</sup>/日)以上の施設についての業務を受託し(直接受託に限る。)、その実績が通算3年以上あること。

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体等の指名停止期間中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者(次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)でないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
  - ク 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (7) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。

### 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)
- (2) 浄水施設運転監視業務実績調書(様式2)
- (3) 総括責任者予定者及び副総括責任者予定者名簿(様式3)
- (4) 総括責任者予定者経歴書(様式4)
- (5) 副総括責任者予定者経歴書(様式5)
- (6) 入札参加資格要件を満たしていることの誓約書(様式6)

※(3)、(4)、(5)については、入札参加資格確認申請時に予定者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていない場合がある。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
<p>一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間</p>	<p>令和3年11月1日（月） 午後3時から</p>	<p>1 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）等及び仕様書等は、亀岡市入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の発注情報閲覧からダウンロードすること。</p> <p>2 やむを得ず窓口配布を希望する場合は、問い合わせの上配布期間内の受付時間中（令和3年11月1日は午後3時から午後5時まで、令和3年11月2日以降は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）に契約検査課に来庁して入手すること。ただし、閉庁日を除く。</p>
<p>確認申請書等の受付</p>	<p>令和3年11月22日（月） 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで 令和3年11月24日（水） 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで</p>	<p>入札に参加を希望する者は、当該の公告に示す提出資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(1) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。 なお、郵送の場合は書留にて、令和3年11月24日（水）午後4時までに契約検査課必着とする。また、郵送時に契約検査課まで郵送した旨の電話連絡をすること。郵送した旨の電話連絡がない場合は、受け付けできないことがあるので留意すること。</p> <p>(2) 提出書類 当該公告の「3 入札参加資格確認申請時の提出書類」に定める書類</p> <p>(3) その他 ア 提出書類作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。 イ 提出書類は、公告で指定した様式にて作成すること。 ウ 提出された書類は、本市において無断使用することはない。 エ 虚偽の記載をした者は、当該業</p>

		務の入札への参加を認めないとともに、市の指名停止措置を行うことがある。
入札参加資格確認通知書の送付	令和3年11月29日（月）までに発送	確認申請書等を提出した入札参加希望者に対し、結果を文書により通知する。 入札は、「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた者のみが参加できる。
確認申請書等及び仕様書等に関する質問の受付	確認申請書等に関する質問 令和3年11月19日（金）午後5時まで  仕様書等に関する質問 令和3年12月2日（木）正午まで	1 確認申請書等に関する質問は、公告に示す期間内に契約検査課において電話にて随時受け付ける。 2 仕様書等に関する質問については、質問書（様式7）にて行うこととし、電子メールアドレスへ電子メールにて提出すること。質問内容を簡潔にまとめて記載して、電子メールに添付し提出すること。 添付ファイルは、「Microsoft Word 2010」（Windows版）で支障なく再現できること。 口頭による質問は受け付けない。 提出後、質問書を提出した旨を契約検査課へ電話連絡すること。送付した旨の電話連絡がない場合は、質問書を受け付けできないことがあるので留意すること。
質問に関する回答	確認申請書等に関する回答 随時  仕様書等に関する回答 令和3年12月8日（水）午後5時まで	1 確認申請書等に関する質問の回答については、随時、原則質問者にのみ行う。 2 仕様書等に関する質問の回答については、当該公告に示す日時までに情報公開システムに掲載する。 3 その他、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。 4 回答期日までに情報公開システムにて回答がない場合は、基本的に質問はなかったものとする。
入札日時	令和3年12月16日（木）午前10時00分（厳守）	入札については、「5 入札に関する留意事項」のとおり

## 5 入札に関する留意事項

- (1) 入札方法は、紙入札とする。指定の日時に亀岡市役所入札室（市役所4階）に入札書（様式8）を持参すること。（入札開始の10分前には到着を心掛けること。）
- (2) 入札は、最大3回まで行うので入札書を3部準備すること。
- (3) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (5) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。
- (6) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、「水施委第1号 千代川浄水場運転監視業務委託」一式（「1 入札に付する事項（6）業務期間」に定める3年間分）の金額とする。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## (7) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、入札執行の完了に至るまでに入札辞退届（様式10）を提出しなければならない。

## (8) 書面による入札

ア 代理人が入札する場合は、委任状（様式9）を提出しなければならない。この場合、入札書に入札者の住所、商号又は名称及び代表者氏名、当該代理人の氏名を記載して、押印（代理人の印を使用）しておかなくてはならない。

イ 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に商号又は名称、代表者名及び件名を記載し押印の上、封筒の開口部を封印すること（代理人が入札する場合は当該代理人名を記載の上、代理人の印を使用）。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

## ウ 開札

開札は、公告に掲げる入札日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

## (9) 入札の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札

イ 確認申請書等の提出を履行しなかった者又は確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札

ウ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者の入札

エ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の入札

オ 「一般競争入札参加資格確認通知書」により「参加資格有」の通知を受けた後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の入札

カ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の入札

キ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

ク 入札関係職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者

ケ 再度入札に付して最低価格札の発表をしたにもかかわらず、当該最低価格以上の価格で入札をした者

コ その他入札条件に違反した者

#### (10) 落札者の決定方法

ア 亀岡市上下水道事業契約規程（平成9年亀岡市公営企業管理規程第8号）第11条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から指定する期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

#### (11) その他亀岡市上下水道事業契約規程に基づき執行する。

### 6 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

### 7 契約書の作成の要否

要

### 8 その他

(1) 入札参加者は、別添の仕様書等を熟読し、関係法令等を遵守すること。

(2) 本市が提示する資料及び回答書は、契約関係書類と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

(3) 本市が必要と認めたときは、入札を延期、中止又は取り消すことがある。

(4) 落札者の決定後、当該入札に付する業務に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該業務契約を締結しないことがある。

(5) 確認申請書等に虚偽の記載をした場合には、当業務の入札に参加できなるとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(6) 上記に定めるもののほか、亀岡市上下水道事業契約規程の定めるところによる。



(7) 予定価格は公表しないものとする。

9 問い合わせ先

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市総務部 契約検査課（電話番号 0771-25-5009）

（FAX番号 0771-25-5157）

電子メールアドレス：sikkou-kanri@city.kameoka.lg.jp

「揭示済」

---

亀岡市公告第101号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、  
亀岡農業振興地域整備計画を変更したので同条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、  
当該計画書を次により縦覧に供する。

令和3年11月11日

亀岡市長 桂川孝裕

1 農業振興地域整備計画書の縦覧期間

令和3年11月11日以後、常時備え置くこととする。

2 農業振興地域整備計画書の縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

---

亀岡市公告第102号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年11月17日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- (1) 工事番号 3道改第14号
- (2) 工事名 市道中矢田篠線道路改良工事
- (3) 工事場所 亀岡市東つつじヶ丘都台3丁目地内外
- (4) 工事種別 土木一式工事
- (5) 工事概要 工事延長 L=181.7m W=12.0~13.8m
- ・擁壁工
 

場所打擁壁工	重力式擁壁	平均H=1.2m	V=2.0m <sup>3</sup>
	プレキャスト擁壁工		
	L型擁壁	H=800~2000	L=44.0m
  - ・排水構造物工
 

側溝工	自由勾配側溝（縦断用）	300×300	L=81.6m
	自由勾配側溝（横断用）	300×300	L=12.0m
	現場打ち街渠	B=500	N=84.6m
管渠工	暗渠排水管	VIP150	L=9.0m
	重圧管	φ300	L=2.5m
集水柵・マンホール工	プレキャスト街渠柵	400×350	N=5.0基
	プレキャスト集水柵	□300	N=2.0基
  - ・構造物撤去工
 

構造物取壊し工		1式
---------	--	----
  - ・舗装工
 

アスファルト舗装工			
	基層（再生粗粒度As）	t=50	A=126.8m <sup>2</sup>
	表層（再生密粒度As）	t=50	A=126.8m <sup>2</sup>
切削オーバーレイ工			
	切削オーバーレイ	t=50（再生密粒度As）	A=1,292.6m <sup>2</sup>
薄層カラー舗装工			
	薄層カラー舗装	RPN-301 赤	A=39.9m <sup>2</sup>
ブロック舗装工	ILB舗装（直線3色）		A=126.7m <sup>2</sup>
  - ・縁石工
 

縁石工	歩車道境界ブロック（B種両面R）	L=84.6m
	歩車道境界ブロック（エプロン付）	L=12.0m
	地先境界ブロック（C種）	L=3.6m

	植樹ブロック（並木柵ブロック）	N=5.0基
・防護柵工		
路側防護柵工	ガードパイプ（Gp-Cp-2E）	L=58.0m
・区画線工		
区画線工	区画線（実線、破線、W=150,450）	L=509.4m
	区画線（文字・記号、W=150換算）	L=209.4m
・道路附属施設工		
道路附属物工		1式
(6) 予定価格（税込）	29,727,500円	

【入札書比較価格（税抜） 27,025,000円】

- (7) 工 期 契約日の翌日から令和4年3月15日まで
- (8) 部 分 払 無
- (9) 前 金 払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者又は同入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市篠町、下矢田町、荒塚町若しくは追分町に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
 （※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級又はA1等級）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級又はA1等級）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加

資格を失う。)

- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

(※受注金額は、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。)

- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。

(※受注件数とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事（A等級又はA1等級）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A等級又はA1等級）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。)

- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

### 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

## 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和3年11月17日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和3年11月17日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和3年11月24日（水） 午前9時から午後5時まで 令和3年11月25日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和3年11月26日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和3年11月22日（月）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年11月29日（月）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年12月2日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和3年12月6日（月） 午前9時から午後5時まで 令和3年12月7日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和3年12月8日（水） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制

限価格未満で入札した者は失格とする。

#### 7 その他

- (1) 令和3年度建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者が本工事を落札した場合は、今後、本年度中に発注する土木一式工事（A1等級）の入札に参加することができない。
- (2) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (3) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (4) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第103号

令和3年亀岡市公告第58号に基づき実施した本市職員採用試験（事務Ⅰ（チャレンジ方式）、事務Ⅰ（一般方式）及び事務Ⅲを除く。）の結果、次のとおり合格者（補欠合格者を含む。）を決定し、職員採用候補者名簿に登載したので公告する。ただし、有効期限については、令和5年3月31日までとする。

令和3年11月17日

亀岡市長 桂川孝裕

合格者受験番号

総合土木Ⅰ（チャレンジ方式）

4003、4005、4007

保育士・幼稚園教諭

7004、7009

保健師

8002

補欠合格者受験番号

保育士・幼稚園教諭

7002

「揭示済」

亀岡市公告第104号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和3年11月17日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
亀岡市千代川町小林植田57、57の1の一部、市有地  
(関連区域)  
亀岡市千代川町小林植田56の一部、57の1の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称  
京都市西京区桂南巽町77の1  
株式会社ジェイネットハウジング

「揭示済」

亀岡市公告第105号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和3年11月19日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
亀岡市上矢田町溝ノ向3から7まで、7の2の一部、8の3の一部、8の6、市有地  
(関連区域)  
なし
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称  
亀岡市上矢田町溝ノ向9  
株式会社三煌アグリブレーションシステム

「揭示済」

亀岡市公告第106号

亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり実施する。

令和3年11月22日

亀岡市長 桂川孝裕

1 試験区分、採用予定人数及び受験資格

試験区分	採用予定人数	受験資格
まちづくり技師 チャレンジ方式 総合土木Ⅰ (土木・農業土木・造園) (上級)	5名程度	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による短期大学又は高等専門学校（同程度と認めるものを含む。）以上の学校において土木工学、造園・緑地、環境工学のいずれかに関する課程を修得し卒業した人又は令和4年3月31日までに修得し卒業する見込みの人

※独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された人又は令和4年3月31日までに授与される見込みの人も大学卒に含む。

※地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定による次の欠格条項に該当する人は受験することができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 亀岡市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、同法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 1次試験の日時等

- (1) 日時 令和3年12月19日（日）午前9時30分から
- (2) 場所 亀岡市役所 601会議室
- (3) 試験方法

試験時間	内容	
9:40~10:30 (50分)	論文試験	規定課題に基づく文章作成
10:40~	個別面接試験	主に人物能力や意欲等についての集団面接



3 2次試験及び3次試験

内 容			日時及び場所
2次試験	個別面接試験	主に人物能力や意欲等についての個別面接	令和4年1月12日(水)で、具体的な時間や場所は1次試験合格者に対してのみ通知する。
3次試験	個別面接試験	主に人物能力や意欲等についての個別面接	令和4年1月28日(金)で、具体的な時間や場所は2次試験合格者に対してのみ通知する。

4 合格発表及び採用

合格発表	
1次試験	12月下旬
2次試験	1月中旬
3次試験	2月上旬

- (1) 1次、2次及び3次試験の合格発表については、当市のホームページで受験番号を掲示するほか、合格者にのみ文書通知を行う。また、3次試験の合格発表については、合格者の受験番号を掲載した公告文を亀岡市役所の掲示場に掲示する。
- (2) 最終合格者は、試験区分ごとの職員採用候補者名簿に登載し、令和4年4月1日以降必要に応じて採用される。
- (3) 職員採用候補者名簿の有効期間は、令和5年3月31日までとする。

5 初任給

(参考：令和3年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。)

大学卒	短大卒
193,132円	175,854円

- (1) 職歴や学歴等により給料月額が増減する場合がある。また、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当(いわゆるボーナス)等の諸手当が要件に応じて支給される。
- (2) 初任給については、採用前の給与改定等により変更になる場合がある。

6 受験申込の手続

申込方法	亀岡市職員採用試験のインターネットの専用ページから申し込むこととする。 ※インターネットによる申込みができない場合は、12月8日(水)午後5時までに人事課まで問い合わせることとする。
申込受付期間	令和3年11月22日(月)～12月14日(火)

※受付後は、申込みをした試験区分の変更はできない。

※心身に障がいがあり、受験に際して配慮が必要な場合は、あらかじめ連絡することとする。

## 7 その他

新型コロナウイルス感染症の影響や自然災害等が発生した場合、試験を中止又は延期することがある。

なお、中止又は延期の場合は市ホームページにて掲載する。

## 8 採用試験についての問い合わせ

受験手続、その他の不明な点は亀岡市市長公室人事課に問い合わせることとする。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

電話(0771)22-3131(市役所代表)…(内線2954)

電話(0771)55-9451(人事課直通)

FAX(0771)24-5501

URL: <https://www.city.kameoka.kyoto.jp/>

「揭示済」

## 亀岡市公告第107号

一般競争入札(条件付き)を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年11月24日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 工事番号     | 水配替第4号  |
| (2) 工事名      | 千々川広域河川改修(防災・安全)事業に伴う配水管移設工事  |
| (3) 工事場所     | 亀岡市千代川町地内   |
| (4) 工事種別     | 水道施設工事  |
| (5) 工事概要     | 1工区 配水管(開削) DSGXφ200 L=15.8m<br>(水管橋) DSGXφ200 L=5.9m D1GXφ200 L=19.5m<br>給水管 3戸<br>2工区 配水管 HPPEφ50 L=34.3m |
| (6) 予定価格(税込) | 16,654,000円<br>【入札書比較価格(税抜) 15,140,000円】  |
| (7) 工期       | 契約日の翌日から令和4年3月10日まで   |

- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。）
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「B等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書（特記仕様書 3.配水管技能者の資格）及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した水道施設工事（B等級）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事（B等級）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (5) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。  
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したものと契約変更の増減額は対象外とする。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和3年11月24日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和3年11月24日（水） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和3年12月1日（水） 午前9時から午後5時まで 令和3年12月2日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和3年12月3日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和3年11月30日（火） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年12月6日（月） 午後3時まで	共通事項5のとおり

質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年12月7日（火） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和3年12月9日（木） 午前9時から午後5時まで 令和3年12月10日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和3年12月13日（月） 午前9時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

## 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

## 亀岡市公告第108号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年11月30日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- (1) 工事番号 水配替第8号
- (2) 工事名 亀岡中部農地整備事業（曾我部工区）に伴う配水管移設工事（その5）
- (3) 工事場所 亀岡市曾我部町地内
- (4) 工事種別 水道施設工事
- (5) 工事概要 DSGXφ100 L=337.7m
- (6) 予定価格（税込） 11,132,000円  
【入札書比較価格（税抜） 10,120,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から令和4年3月10日まで
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。）
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 令和3年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「B等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書（特記仕様書 3.配水管技能者の資格）及び建設業法に基づく技術者の配置が可

能であること。

- (4) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した水道施設工事（B等級）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事（B等級）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

- (5) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

（※受注金額は、亀岡市が実施する令和3年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したもののや契約変更の増減額は対象外とする。）

- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

### 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

## 4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和3年11月30日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和3年11月30日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和3年12月7日（火） 午前9時から午後5時まで 令和3年12月8日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和3年12月9日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和3年12月6日（月） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年12月10日（金） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年12月13日（月） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和3年12月15日（水） 午前9時から午後5時まで 令和3年12月16日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和3年12月17日（金） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。



## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未滿で入札した者は失格とする。

## 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

## 亀岡市公告第109号

## 亀岡市人事行政の運営等の状況

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年亀岡市条例第5号）の規定に基づき、令和2年度における亀岡市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

令和3年11月30日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

## (1) 職員の任免の状況

## ア 職員の採用の状況（令和2年度）

区分	試験採用	選考採用	割愛採用	計
事務・技術	15人			15人
保育士・幼稚園教諭	4人			4人
保健師	1人			1人
病院医師		2人		2人
病院看護師	5人			5人
計	25人	2人		27人

(注) 1 一般職に属する職員の採用状況である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 割愛採用とは、京都府等との人事交流による採用のことをいう。

## イ 職員の退職の状況（令和2年度）

区分	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	計
事務・技術	15人	3人	7人	1人	26人
保育士			3人		3人
図書館司書	1人				1人
病院医師	1人		1人		2人
計	17人	3人	11人	1人	32人

(注) 一般職に属する職員の退職状況である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

ウ 職員の採用における競争試験の実施状況（令和2年度実施状況）

試験区分	申込者	受験者A	1次試験合格者	2次試験合格者	最終合格者B	競争率A/B
事務Ⅰ（上級） （チャレンジ方式）	87人	60人	24人	17人	15人	4.0
土木Ⅰ（上級） （チャレンジ方式）	5人	3人	3人	2人	2人	1.5
	1人	0人	—	—	—	—
	2人	2人	2人	1人	1人	2.0
事務Ⅰ（上級）（一般方式）	104人	57人	32人	21人	10人	5.7
事務Ⅲ（初級）	10人	9人	4人	1人	0人	—
土木Ⅰ（上級）（一般方式）	1人	0人	—	—	—	—
土木Ⅲ（初級）	2人	2人	2人	2人	—	—
学芸員（上級）	14人	9人	6人	3人	2人	4.5
手話通訳士（者）	3人	3人	3人	1人	1人	3.0
保育士・幼稚園教諭	13人	11人	8人	5人	5人	2.2
病院医療技術	1人	1人			1人	1.0
病院看護師	7人	7人			2人	3.5

(注) 1 令和2年度中に実施した状況であり、実際に採用した年度とは一致しない。  
 2 最終合格者には採用辞退者、補欠合格者等を含む。

(2) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門	職員数			主な増減理由		
	令和2年	令和3年	増減			
普通会計部門	一般行政部門	議会	7人	7人		
		総務	137人	136人		
		税務	35人	35人		
		民生	157人	160人	3人	待機児童解消に伴う保育士の補充
		衛生	41人	42人	1人	他団体への派遣に伴う増
		農林水産	29人	28人	△1人	他団体への派遣終了に伴う減
		商工	18人	13人	△5人	大河ドラマPR事業終了に伴う減
		土木	65人	65人		
	計	489人	486人	△3人		
	教育部門	68人	68人			
	小計	557人	554人	△3人		
公営企業等部門	病院	127人	129人	2人	訪問看護事業強化に伴う増	
	水道	26人	26人			
	下水道	22人	21人	△1人	下水道管理業務縮小に伴う減	
	その他	24人	25人	1人	他団体への派遣に伴う増	
	小計	199人	201人	2人		
合計	756人 [839人]	755人 [839人]	3人			

(注) 1 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。  
 2 [ ]内は、条例定数である。

イ 職種別職員数の状況（各年4月1日現在）

職種	職員数		職種内容
	令和2年	令和3年	
一般行政職	438人	435人	下欄のいずれにも該当しない職
税務職	35人	35人	課税、納税の業務に従事する職（税務課、税機構職員）
医療技術職	2人	2人	医療技術の業務に従事する職（理学療法士）
保健職	22人	22人	保健師の業務に従事する職（保健センター保健師等）
福祉職	70人	72人	保育の業務に従事する職（保育所保育士、養護師等）
企業職	175人	176人	地方公営企業に従事する職（上下水道部、市立病院職員）
技能労務職	1人	1人	現業の業務に従事する職（用務員等）
教育職	13人	12人	教育公務員（指導主事、幼稚園教諭、養護教諭）
計	756人	755人	

（注） 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

(3) 過去5年間における職員数の推移（各年4月1日現在）

部門		平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	
普通会計部門	一般行政部門	職員数	472人	469人	487人	489人	486人
		増減	5人	△3人	18人	2人	△3人
	教育部門	職員数	69人	71人	68人	68人	68人
		増減	2人	2人	△3人	0人	0人
	小計	職員数	541人	540人	555人	557人	554人
		増減	7人	△1人	15人	2人	△3人
公営企業等部門	病院	職員数	122人	124人	125人	127人	129人
		増減	4人	2人	1人	2人	2人
	水道	職員数	27人	27人	27人	26人	26人
		増減	△2人	0人	0人	△1人	0人
	下水道	職員数	21人	21人	21人	22人	21人
		増減	△2人	0人	0人	1人	△1人
	その他	職員数	26人	26人	25人	24人	25人
		増減	0人	0人	△1人	△1人	1人
	小計	職員数	196人	198人	198人	199人	201人
		増減	0人	2人	0人	1人	2人
	合計	総合計	737人	738人	753人	756人	755人
		増減	7人	1人	15人	3人	△1人

（注） 1 一般職に属する職員の数である。ただし、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

2 増減は、各年における対前年比の職員増減数を示す。

2 職員の人事評価の状況

制度名	対象者	実施期間
人事評価制度	全職員	令和2年4月～令和3年3月末

3 職員の給与の状況

(1) 人件費と職員給与費の状況

ア 人件費の状況（令和2年度普通会計決算）

住民基本台帳人口	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 B/A	(参考) 令和元年度の 人件費率
87,741人	46,528,736千円	745,791千円	5,907,520千円	12.7%	15.1%

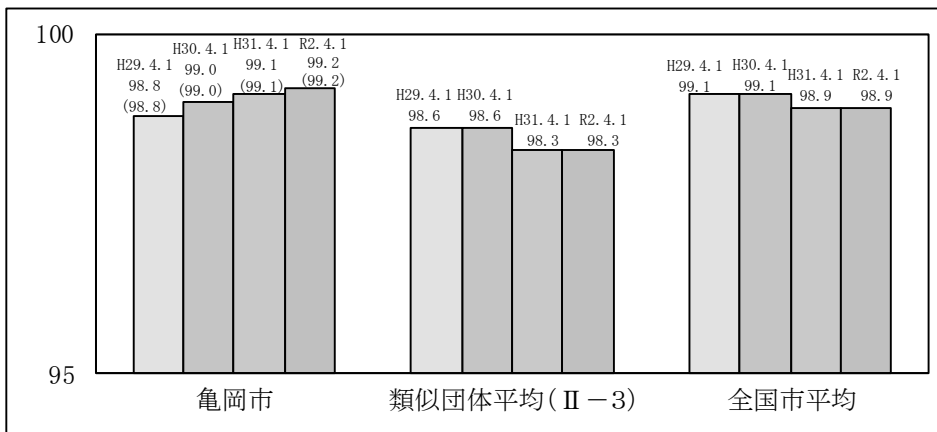
(注) 住民基本台帳人口は、令和3年3月31日現在のものである。

イ 職員給与費の状況（令和2年度普通会計決算）

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
557人	1,974,878千円	501,142千円	832,276千円	3,308,296千円	5,939千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、普通会計に属する一般職の職員（令和2年4月1日現在）の人数である。ただし、教育長、再任用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を含まない。

ウ ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(2) 特別職等の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区分		給料月額等		
		令和2年度		
給料	市長	985,000円/月		
	副市長	787,000円/月		
	病院事業管理者	664,000円/月		
	教育長	694,000円/月		
報酬	議長	560,000円/月		
	副議長	490,000円/月		
	議員	440,000円/月		
期末手当	市長 副市長 病院事業管理者 教育長	支給月数：3.40月分 役職加算額：（給料月額＋地域手当）×15%		
	議長 副議長 議員	支給月数：3.40月分 役職加算額：報酬月額×15%		
退職手当	市長 副市長 病院事業管理者 教育長	算定方式	1期の手当額	支給時期
		給料月額×在籍年数×550/100	1,950万円	任期毎又は退職時
		給料月額×在籍年数×325/100	921万円	任期毎又は退職時
		給料月額×在籍年数×280/100	669万円	任期毎又は退職時
給料月額×在籍年数×280/100	536万円	任期毎又は退職時		
備考	市長、副市長、病院事業管理者及び教育長に地域手当支給（給料月額の6%）			
	退職手当については算定額に市長、副市長及び病院事業管理者は100分の90、教育長は100分の92の割合を得た額			

（注）退職手当の「1期の手当額」は、各年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）（教育長は3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

(3) 公営企業職員の職員給与費の状況

ア 水道事業（令和2年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に占める職員給与費比率
1,494,205千円	177,356千円	155,242千円	10.4%	11.1%

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費43,945千円を含まない。

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
28人	102,985千円	21,147千円	40,987千円	165,119千円	5,897千円

（注）1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、令和3年3月31日現在の人数である。

イ 下水道事業（令和2年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に 占める職員給与費比率
2,786,191千円	292,359千円	123,907千円	4.4%	4.3%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費26,608千円を含まない。

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
22人	75,593千円	15,277千円	33,426千円	124,296千円	5,650千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、令和3年3月31日現在の人数である。

ウ 病院事業（令和2年度決算）

総費用A	純損益	職員給与費B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用に 占める職員給与費比率
2,944,911千円	74,325千円	1,216,765千円	41.3%	41.0%

職員数A	給与費				1人当たり 給与費B/A
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
128人	547,894千円	251,417千円	212,263千円	1,011,574千円	7,903千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、令和3年3月31日現在の人数である。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況（令和3年4月1日現在）

1週間の勤務時間	開始時刻 終了時刻	休憩時間	週休日・休日
38時間45分	開始：午前8時30分 終了：午後5時15分	午後0時00分 ～午後1時	土曜日、日曜日、 国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）

(注) 公務の運営上の事情等により特別の形態により勤務する職員を除く。

(2) 休暇制度の状況

ア 年次有給休暇の制度と取得状況について

区分	原因・理由等	休暇の期間	取得実績
年次休暇	1の年度ごとにおける休暇 取得時季及び理由のいかん にかかわらず取得可	1の年度に20日 残日数は、20日を限度に次 の年度に限り繰り越すこと ができる。	平均取得日数：9.8日 取得率：25.4%

(注) 取得実績は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得した平均値である。

イ 療養休暇（有給）の制度について

区分	原因・理由等	休暇の期間
公務傷病	公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により療養が必要なとき。	療養を必要とする期間
結核	結核性の疾病により療養が必要なとき。	療養を必要とする180日以内の期間
私傷病	その他の負傷又は疾病により療養が必要なとき。	療養を必要とする90日以内の期間
通院	負傷又は疾病により通院が必要なとき。	通院を必要とする期間で必要最低限の時間 ※ 1回の承認は、90日以内

（注）公務傷病、結核、私傷病及び通院については、医師の診断書に基づき承認する。

ウ 特別休暇（有給）の制度について

区分	休暇の基準	休暇の期間
公民権行使休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認められる期間
公の職務執行休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	その都度必要と認められる期間
ドナー休暇	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等をする場合	その都度必要と認められる期間
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合 (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 (2) 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動	1の年度について5日以内でその都度必要と認められる期間



	(3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	
結婚休暇	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	結婚の日（婚姻届の提出日、結婚式挙行日等）の5日前から1月後までの間の週休日、休日を除く8日以内の期間（いずれの日を結婚の日とするかは、職員が選択することができる。）
産前休暇	出産する予定である職員が申し出た場合	出産予定日の前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内の日から出産の日までの期間
産後休暇	職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間
育児時間	生後満1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
配偶者の出産休暇	配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内の2日以内の期間
育児参加休暇	職員の妻が出産する場合、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内における5日以内の期間
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度について5日以内の期間（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日）
短期介護休暇	職員が配偶者、父母、子、孫、配偶者の父母及び職員と同居する祖父母、兄弟姉妹で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の世話をするとき。	1の年度について5日以内の期間（要介護者が2人以上の場合にあっては10日）
生理休暇	生理のために勤務することが著しく困難である場合	1回について2日以内で必要とする期間

妊娠の通院休暇	妊娠中及び出産後の職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	次の区分によりその都度必要と認められる期間	
		妊娠23週まで	4週間に1回
		妊娠24週～満35週まで	2週間に1回
		妊娠36週～出産まで	1週間に1回
	出産後1年まで	その間に1回	
妊娠障害休暇	妊娠中の職員が妊娠障害のため勤務することが著しく困難な場合	30日以内で必要と認められる期間	
服喪休暇	職員の親族が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	親 族	
		配偶者	10日
		父母	7日
		子	5日
		祖父母、曾祖父母	3日
		孫	1日
		兄弟姉妹	3日
		おじ、おば	1日
		父母の配偶者、配偶者の父母	3日(7日)
		子の配偶者、配偶者の子	1日(5日)
		祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(3日)
		兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
		おじ又はおばの配偶者	1日
		1 日数は、その事実を知った日(日数が1日のものにあつては、任命権者が承認した日)から起算する。 2 同一生計の場合は( )内の日数とする。	
父母等の追悼休暇	職員が、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹の追悼のための特別な行事を行う場合	1日以内で必要と認められる期間	
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度の7月から9月の期間内において、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日以内の期間	
り災休暇	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合	7日以内でその都度必要と認められる期間	
感染症交通遮断休暇	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づく交通の制限又は遮断により勤務が不可能となった場合	その都度必要と認められる期間	

災害交通遮断休暇	地震、水害、火災その他の災害による交通遮断により勤務が不可能となった場合	その都度必要と認められる期間
事故休暇	交通機関の事故等の不可抗力の場合	その都度必要と認められる期間

エ 介護休暇（無給）の制度について

区分	休暇の基準	休暇の期間
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、孫、配偶者の父母及び祖父母、兄弟姉妹で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするとき。 ※対象となる者は、同居するものに限る。	要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間において必要とする日又は時間
介護時間	職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められるとき。	要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において必要とする時間（1日につき2時間を超えない範囲内）

5 職員の休業の状況

育児休業（無給）・部分休業（無給）の制度と取得状況（令和2年度）

区分	原因・理由等	取得者数（承認期間別）			
		～1年	～2年	～3年	計
育児休業	3歳未満の子を養育するとき。	7人	6人	4人	17人
部分休業	小学校就学前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないとき（30分単位で1日2時間以内）。	3人	0人	0人	3人

（注）令和2年度に新たに当該休業を取得した件数である。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（令和2年度）

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な処分をいう。

処分事由	処分件数					実休職者数
	降任	免職	休職	降給	計	
勤務成績が良くない場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
心身の故障の場合	0件	0件	21件	0件	21件	9人
適格性を欠く場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0件	0件	0件	0件	0件	0人

(注) 1 令和2年度において発令した延べ件数である。

2 休職処分件数は、期間更新をその都度新たな処分とみなして計上した数であり、実休職者数は、引き続き休職状態にあった者の実数である。

(2) 懲戒処分の状況（令和2年度）

懲戒処分とは、職員に一定の義務違反がある場合に、公務における規律と秩序を維持するために行われる制裁的な処分をいう。

処分事由	処分件数				
	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	0件	0件	0件	0件	0件
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0件	0件	0件	0件	0件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0件	0件	0件	0件	0件

7 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務の免除の状況（令和2年度）

職務に専念する義務について、法律又は条例に基づく次の区分に該当し、公務の運営に支障がない場合は、その免除が認められている。

内容（条例に基づくもの）		件数
研修を受ける場合		0件
厚生に関する計画の実施に参加する場合		287件
その他任命権者が必要と認める場合	子の保育参観、授業参観に出席する場合	27件
	職員組合執行委員が上部団体の会議等に出席する場合	0件
	その他（消防団活動等）	28件

（注）令和2年度において発令した延べ件数である。

(2) 営利企業等従事許可の状況（令和2年度）

公務員は、営利を目的とする私企業の役員等の地位を兼ね、又は自ら営利企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事してはならないが、次のいずれにも該当せず、地方公務員法の精神に反しないと認める場合に限り、任命権者から営利企業等に従事する許可を受けることができる。

- ア 職務の遂行に支障のおそれのある場合
- イ 職員が占めている職との間に特別な利害関係があり、又はその発生のおそれがある場合
- ウ 職員の身分上ふさわしからぬ性質をもつ場合

許可件数	279件
------	------

8 職員の退職管理の状況

退職者数	再就職先				
	亀岡市		他の地方公共団体等	民間企業等	再就職者計
	再任用職員	非常勤職員			
32人	0人	7人	0人	8人	15人

9 職員の研修の状況

(1) 職員研修の実施状況（令和2年度）

研修区分		延べ 実施日数	受講者数
人事課主催研修	新規採用職員研修 ハラスメント研修 議会対応研修 人権研修 段取り力研修 メンタルヘルス研修 職員倫理研修 男女共同参画研修 法制執務研修 ほか	24.5日	1,228人
その他研修	派遣研修 (京都府市町村振興協会、市町村アカデミーほか)	114日	86人
	職場研修	102日	1,112人
合計		240.5日	2,426人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生に関する計画の実施状況（令和2年度）

区分	主な項目	受診者数
健康管理	定期健康診断	456人
	人間ドック	282人
	ストレスチェック	728人

(2) 福利厚生事業に係る公費負担状況（令和2年度）

亀岡市実施分	亀岡市職員互助会事業				福利厚生事業 に係る決算額
公費負担 決算額 A	公費負担額 B	互助会会員数 C	公費補助率	1人当たり 公費負担額 B/C	
3,871千円	6,974千円	753人	本給の 0.6%以内	9,262円	10,845千円

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和2年度）

事案なし

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況（令和2年度）

事案なし

「揭示済」

亀岡市公告第110号

令和3年亀岡市公告第58号に基づき実施した本市職員採用試験（総合土木I（チャレンジ方式）、保育士・幼稚園教諭、保健師を除く。）の結果、次のとおり合格者（補欠合格者を含む。）を決定し、職員採用候補者名簿に登載したので公告する。ただし、有効期限については、令和5年3月31日までとする。

令和3年11月30日

亀岡市長 桂川孝裕

合格者受験番号

事務I（チャレンジ方式）

1016、1031、1038、1041、  
1058

事務I（一般方式）

2006、2075、2094、2096、  
2103

事務III

3001

補欠合格者受験番号

事務I（チャレンジ方式）

1005、1006、1023、1042、  
1055、1059

事務I（一般方式）

2048、2049、2112

「揭示済」

任免及び辞令

樋 渡 直

亀岡市市医に委嘱します

令和3年11月1日

井 上 清 美

江 見 峰 雄

大 江 広一郎

神 崎 弥

(各 通)

白 石 暁 子

服 部 貴 博

藤 井 孝 夫

前 田 惠 子

森 多 恵 子

八 木 利 夫

亀岡市総合農政計画審議会委員に委嘱します

任期は令和5年11月29日までとします

令和3年11月30日

# 教育委員会欄

## 規則

児童生徒の入学すべき学区を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月30日

亀岡市教育委員会  
教育長 神先宏彰

亀岡市教育委員会規則第10号

児童生徒の入学すべき学区を指定する規則の一部を改正する規則

児童生徒の入学すべき学区を指定する規則（昭和47年亀岡市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「並河1丁目・2丁目」の次に「・4丁目・5丁目・6丁目」を加える。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、南丹都市計画事業大井町南部土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から施行する。

（児童生徒の入学すべき学区を指定する規則の一部を改正する規則の一部改正）

2 児童生徒の入学すべき学区を指定する規則の一部を改正する規則（令和3年亀岡市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表の改正規定中「並河1丁目・2丁目」

の次に「・4丁目・5丁目・6丁目」を加える。

「揭示済」



選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第29号

政治活動用事務所に係る証票の有効期限を次のように定める。

令和3年11月1日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

有効期限 令和7年10月31日

「揭示済」

農業委員会欄

公告

亀岡市農業委員会公告第11号

令和3年11月定例総会を下記のとおり公告する。

令和3年11月1日

亀岡市農業委員会  
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時  
令和3年11月5日（金）  
午後1時30分から
- 2 場 所  
亀岡市役所 1階 市民ホール
- 3 議 題
  - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
  - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
  - ・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
  - ・第4号議案 非農地証明交付について

「揭示済」